

2005年 8月1日

テーマ

「未成年者の行為能力について」

科目名 基礎演習 春学期 火曜日 1時限

担当教員 小川富之

作成者 愛知学院大学 法学部 法律学科 2年

04J1** ****

テーマ 「未成年者の行為能力について」

理由 未成年者は、なにをするにも法定代理人の同意がなければ一般的に認められない制限能力者という立場にあるが、実際の生活の中では、本当に法定代理人の同意がなければ契約や売買などができいのか。

例えば、スーパーで買い物をする時にいちいち電話やメールなどで法定代理人に、これは買っていいかなどと聞いて同意をもらって買い物をするであろうか。一般的な人であるなら、未成年者であれそんなことをしないで自分の好きに選んだ物を買うだろう。また、未成年者だからといってレジの人は、会計を拒否するだろうか。普通はそんなことをしないはずである。

これに対して、大学に入学するときやアパートの賃貸借契約をするときには必ず法定代理人（または、保証人）の同意がなければ、未成年者が単独で自由に契約することができない。

つまり、法定代理人の同意を必要としながらも、実際の社会の中では、未成年者の自由な単独行為が認められているものと認められていないものが存在していることになる。

はたして、どのような理由や判断基準で未成年者の自由な単独行為は認められたり、認められなかったりするのかが疑問に思ったから、このテーマを取り上げました。

目次

第1章 はじめに

未成年者と現在の社会がどのように関わっているのか。

第2章 未成年者の行為能力を制限する意義

未成年者を制限能力者として、未成年者の単独な法律行為を取消権というかたちで、未成年者の保護を図ろうとするのはなぜか。

第3章 未成年者の契約

契約自由の原則に反して、未成年者の契約を制限していいのか。また、法定代理人の同意が必要な契約と法定代理人の同意が必要でない契約とでは、どのような理由で違うのか。

第4章 未成年者と財産

未成年者が行う財産処分や取得財産の管理は法定代理人の同意がなければならぬのか。

第5章 未成年者の労働

未成年者が労働する際に、未成年者は法定代理人の同意がなければ単独で自由に労働契約を結ぶことができないのか。また、未成年者が行う営業には問題がないのか。

第6章 おわりに

民法は、未成年者の法律行為を制限しながらも実際の社会では、未成年者のアルバイトなどが頻繁に行われているのは何故か。

参考文献

第1章 はじめに

未成年者は、なにをするにも法定代理人の同意がなければ一般的に認められない制限能力者という立場にあるが、最近では、小学生ぐらいの子供が単独で買い物をしたり、学生のアルバイトの人が平然と売買契約などを行っている。民法では、原則として未成年者は法定代理人の同意を必要とするが、実際の生活の中では、本当に法定代理人の同意がなければ法律行為などができいのか。

例えば、スーパーで買い物をする時にいちいち電話やメールなどで法定代理人に、これは買っていいかなどと聞いて、同意をもらって買い物をするであろうか。一般的な人であるなら、未成年者であれそんなことをしないで、自分の好きに選んだものを買うのが当然であろう。また、未成年者だからといってレジ係の人は、会計を拒否するであろうか。普通は未成年者であれ成人者であれ、レジ係の人は、レジに持ち込まれたものを、ただ計算するだけであろう。そこには、年齢確認といった面倒なことが、行われないのが現実である。

一方、大学に入学するときやアパートの賃貸借契約をするときには必ず法定代理人(または、保証人)の同意がなければ、未成年者が勝手に自由に契約することができないうえ、契約などの相手方も法定代理人などの同意がなければ契約をさせてくれない。

このように、原則として法定代理人の同意を必要としながらも、実際の社会の中では、未成年者の自由な単独行為が認められているものと認められていないものが存在しているのである。これらは、どのような理由や判断基準で、未成年者の自由な単独行為が認められたり認められなかったりするのかが、これらについて検討する。

第2章 未成年者の行為能力を制限する意義

すべての自然人は、生まれたときから権利・義務の主体となりうる地位・資格(権

利能力)を得る(民3条1項)が、判断能力や意思能力は成長とともに備わるものであるから、未成年者は、成年者に比べ社会的経験や知識が乏しく、意思能力や判断能力が不十分であると考えられる。このような者を、現在のような複雑な社会の中において単独で自由な法律行為を認めると、未成年者にとって不利益な結果を招く危険性がある。そこで、民法は、このような意思能力の不十分な者が行った法律行為を無効とする理論をとっている。しかし、問題は意思能力の有無の判断である。意思能力は客観的に目に見えるものではなく、人に内在するものであるため、裁判官や取引の相手方などが、意思能力の有無を判断・証明することは難しい。そのため、制限能力者という画一的な概念の下に未成年者をおき、意思能力の有無に関係なく、未成年者が単独で自由に行う法律行為を制限した。そして、原則として法定代理人の同意を必要とし、未成年者が誤って行ってしまった法律行為(未成年者にとって不利益となる法律行為)にたいして、未成年者本人又は法定代理人に取消権をあたえ、一方的な取消しにより、その法律行為の効力を遡及的無効にし、未成年者の保護を図ったのである。従って、私的自治の原則は法律行為と切り離すことができないが、未成年者が社会と関わっていくうえで、未成年者を保護するためには意思能力の有無に関係なく未成年者の法律行為を制限しなければならず、やむをえないことなのである。

だがここで、未成年である19歳と成年である20歳とでは、意思能力や判断能力の差はあまりないのではないだろうか、という疑問が生じる。行為能力は、人の自由な精神能力をもとに認められるものだが、この精神能力には個人差があるものの、一般的に成長していく過程で形成されていくものである。従って、19歳も20歳もどちらも実質的にはあまり差がなく、未成年である19歳であれ成年である20歳であれ同じ程度の意思能力や判断能力を持っているといってもいいだろう。しかし、未成年者という形式的な概念をおくことにより、より明確で確定的になり、未成年者と取引などをする場合に取引などの相手方は、あらかじめ警戒できるというメリットがうまれる。また、20歳を成年とした理由には、次のことがいえる。現行民法施行前は、裁判所の判断によって意思能力があれば行為能力は認められていたが、当時の社会の認める成年はだいたい14歳前後であった。だが、外国法や社会情勢の複雑化に伴って、現行法は20歳で成年とするのが妥当だと判断したのである。しかし、最近では、このことが未成年者の生活を困難にしているのではないかという理由から、18歳程度を成年とすべきであるという提案がされている。だが、義務教育が終了するまでを未成年者として扱うのが妥当ではないだろうか。世の中には義務教育を終了したら働く者もいるからである。18歳程度を成年とするのであれば高校までを義務教育とするべきではないだろうか。

他方、婚姻をした未成年者は、婚姻関係のない未成年者のように法定代理人の同意を必要としない。つまり、婚姻関係のある未成年者の行為能力は制限されないの

である。これは、婚姻関係のある未成年者が自立した生活を営めるようにしたためである。この自立のための成年擬制と私的自治の観点からみると、成年に成長する（法律関係が自分自信により確定的なものにできる）過程である未成年者と、未成年者に確定的な法律関係を生じさせる法定代理人に、事後的な解決方法である取消権を与えていることは、消極的であり、合理的であるといえる。だが、現在のような多様な社会形態においては、あまりにも未成年者の保護をしすぎてしまうのではないかという懸念も、最近では指摘されている。

第3章 未成年者の契約

民法典において契約は、当事者の自由な意思の合致に基づいて成立するのが原則（広い意味での契約自由の原則）であるが、表面的に見ると意思が合致しており契約が一応成立していても、その契約は、「意思の完全性」と「内容の妥当性」という二つの条件（契約の有効要件）を満たさないと効力を持たない。それゆえ、自由な意思に基づいて行われた契約でも、「意思の完全性」が不十分の場合には完全に有効な契約の効力を持たない。未成年者は、この「意思の完全性」が第2章で述べた理由から不十分であると画一的に考えられているため、法定代理人の同意がなければ、未成年者が単独で自由に契約を有効に締結することは原則としてできない（民5条1項）。

しかし、未成年者がコンビニで飲食物を買ったり学食で食券を買ったりする場合に、法定代理人の同意がなければ有効な権利義務関係が生じないのかという事実的契約関係の問題が生じる。もし、この原則に忠実に従うのであれば、未成年者の活動は狭いものとなり、いちいち法定代理人の同意をもらわなければ、未成年者はほとんどなににもできないことになってしまう。そのため、飲酒やタバコのようにコンビニや大学にある学食などの売買契約も、未成年者であるか年齢確認が必要になってしまう。しかし、いちいち一つ一つ未成年者のこのような契約に対して法定代理人の同意を必要とすることは、実際には不可能であろう。そこで、民法は未成年者の契約に対して、法定代理人の同意がない場合に「取消することができる（民5条2項）」と規定されており、必ずしも取消さなくてもよいことを示し、コンビニでの買い物や学食などの未成年者にとっておそらく不利益を生じないであろう契約の場合には、取消してその契約の効力を否定する必要を無くしたのである。よって、一応は法定代理人の同意がなくても、未成年者は単独で自由に契約が結べるが、その効力は、不安定な状態なものとなる。そこで、このような不安定なままでは、契約の相手方が不利益を招く可能性がある。この不安定な契約の効力を確定的なもの

にするために、契約の相手方には催告権（民 20 条）が認められ、これにより契約を確定的なものにすることができるのである。また、財産（民 5 条 3 項）との関係も未成年者の契約と関わるが、それは第 4 章で検討することにする。

一方、アパートなどの賃貸借契約のような場合は、法定代理人の同意がないと未成年者が単独で自由に契約を結ぶことができない。これは、おそらく未成年者と契約する際の、契約の相手方の事前の防衛策であろう。民法が積極的に未成年者を保護しようとしているため、このような契約において、未成年者という理由で頻繁に取消しをされているのは、契約の相手方は重大な不利益をこうむる可能性が高くなる。このような不利益を防ぐ目的で、アパートなどの契約の相手方はあらかじめ契約の効力が確定的になるように、法定代理人の同意が無ければ、未成年者と契約を結ばないのである。また、法定代理人に内緒で車やバイクを購入する契約を未成年者が勝手に単独で行った場合において、その車やバイクを事故などによって破損した場合に、法定代理人がこの売買契約は未成年者との契約であり、取消権を行使するといったら、未成年者が悪意で行った場合でも「現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（民 121 条）」という規定により、壊れた車やバイクはそのまま、返還すればよいことになる。未成年者と契約をした契約の相手方は、このような不足の事態を避けるためにも、あらかじめ確定的な法的効力を持つ法定代理人の同意を必要としたのである。

また、未成年者の詐術において、未成年者が契約などの相手方に対して、自分は未成年者ではないなどと嘘をついて契約をした場合には、取引の相手方はその契約が確定的なものだと信じていたことにより、取引などの相手方は不利益をこうむることがある。そのため、未成年者が詐術により取引の相手方などをだまして契約などをさせた場合には、当然、未成年者を保護すべきではなく、むしろ取引の相手方を保護すべきである。そこで、民法 21 条の規定が適用され、取引に相手方保護に一役かっている。

第 4 章 未成年者と財産

未成年者の行為能力を制限するのは、社会とのかかわりにおいて、未成年者にとって不利益の原因となる危険性が最も高い財産の処分において規制をかけることが主な目的である。そのため、未成年者の財産の処分は、原則として法定代理人の同意が必要となる。しかし、第 3 章でも述べたが、財産の処分が未成年者であるという理由で未成年者の財産行為を規制したのでは、未成年者の単独で自由な法律行為が成り立たなくなってしまう、未成年者にとって非常に不便である。そこで民法

は、法定代理人が、目的を定めて処分を許した財産（このお金で野菜を買ってきなさいなど）は、その目的の範囲内（野菜を買うという目的の範囲内）であれば、未成年者が単独で自由に財産を処分できる（この場合、野菜の種類まで特定する必要はない）ことにしている。また、目的を定めいで処分を許した財産（おこずかいなどの）もそのおこずかいの範囲内であれば、未成年者が自由に単独で、そのおこずかいという範囲内の財産を処分できる（民5条3項）。結局これらの規定は、法定代理人の包括的な同意があると認められるもので、これらの規定のおかげで法定代理人の同意がなくても、日常的な定型取引であるコンビニでの買い物や学食での売買契約を未成年者が自由に単独で行っても、有効な財産の処分行為と認められることになるため、特に問題はない。

未成年者の財産の管理権についても、未成年者の保護という観点から、原則として法定代理人の管理下におかれる。だが、法定代理人により処分を許された財産の範囲内で未成年者が宝くじを買い、その宝くじが当選したような場合、つまり、処分を許された財産の範囲内で取得した財産は、法定代理人の管理下におかれず、未成年者が単独で自由に管理でき、未成年者が自由に単独で処分することができるという見解が有力である。また、未成年者が法定代理人から離れて下宿しているような場合において、法定代理人からの生活費が不十分なとき、未成年者がアルバイトなどの労働契約を結び、その労働によって未成年者が得た賃金の使用目的が、その不十分な生活費を補うためであれば、法定代理人の同意を必要とせず、その賃金の処分について使用目的が具体的に示されなくても、日常生活営むうえで、必要不可欠な財産の処分とみなされ、黙示的に法定代理人の同意があったものとみなすことができ、未成年者がその賃金を単独で自由に処分することも民法5条3項は解される。

第5章 未成年者と労働

未成年者の労働契約については、家庭が貧しかったり、親が働かないなどという場合に、未成年者は働かなければならないという立場におかれ、そして、親が子をくいものにして未成年者の自由な意思に反し、法定代理人が未成年者を働かせようとするだろう。だが、民法は取消しという消極的な立場にあるためほとんど未成年者は保護されなくなってしまう。そのため労働基準法など、民法の特別法による積極的なものによって、未成年者の労働は保護されている。労働基準法は、親が子をくいものにしないように、法定代理人が未成年者に代わって労働契約を結ぶことを禁じている（労基58条1項）が、この労働契約も法定代理人の同意がなければ普

通の契約と同じように有効な労働契約を結ぶことができない。結局、法定代理人の判断によるものとなる。しかし、明かに法定代理人の判断が未成年者にとって不合理な場合は、法定代理人の権限を無くし、代わりの者を代理に立てることで、未成年者と法定代理人のバランスを図っている。また、労働契約だけでなく、未成年者が働いて得た賃金についても法定代理人の管理下におかれてしまえば、未成年者を保護するという目的で規定されている法定代理人の権限が、逆に未成年者をむしばむという結果を招いてしまい、未成年者は法定代理人のいわれるがままになってしまう。この点を解決するために、法定代理人は未成年者の働いて得た賃金も、未成年者本人に代わって受け取ることを禁じている（労基 59 条）。また、この規定により、単独では訴訟行為が認められていない未成年者が、単独で賃金請求の訴訟行為を行えることになる。

未成年者の営業（営利目的で同種の行為を反復・継続すること）について、未成年者は、家業やアルバイトなどにおいて法定代理人の同意がなくても単独で第三者と有効な法律関係が築けるかという問題が生じる。民法には、「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民 6 条 1 項）」と規定されており、未成年者が単独で行うことができる範囲をを明確にし、法定代理人が許可を未成年者に与えておけば、その範囲で未成年者は第三者と有効な法律関係が築けることになる。さらに、この規定には誰が未成年者に営業の許可を与えるかという規定がされていない。つまり、法定代理人のみが営業の許可を与える場合に限られていないのである。よって、家業の営業（例えば、八百屋の店番など）の許可の場合、たいしては法定代理人が子（未成年者）にたいして許可がだされるのが当然であるが、未成年者のアルバイト契約のような場合は、アルバイトの契約を雇い主と結んだ際に、アルバイトの契約の範囲内で雇い主が未成年者にたいして営業の許可がだされたものとみることができ、特に法定代理人が、営業の許可を未成年者にたいして与えなくてもいいと解釈できる。しかし、家業やアルバイト契約の範囲内の行為において、いつも勘定を間違えたりするような、営業に堪えない事由があるときのみだけ（未成年者の保護、未成年者と取引をした相手方の保護のため）だが、法定代理人にしか、未成年者にたいして行われた営業の許可の取消しや制限の権限が与えられていない（民 6 条 2 項）。このことから、民法 6 条 1 項の規定は、法定代理人以外には未成年者にたいして営業の許可を与えることができないと解するのが妥当である。とりわけ、家業の場合は問題ないが、アルバイト契約の場合は、法定代理人の同意が無ければそのアルバイト契約は成立しないので、このアルバイト契約が成立するということは、法定代理人による営業の許可があったとみなすことで、未成年者はアルバイトにおいても営業ができると解される方が妥当であろう。

第6章 おわりに

これまでみてきたように、未成年者を保護して社会と未成年者のバランスをとっているのである。最近では、社会の事情が多種多様化になり、複雑な社会情勢をつくりだしている。それとともに、未成年者がアルバイトをしたり、売買契約などをするのが当たり前になってきている。また、賃金が正社員よりも安くてすむ未成年者のアルバイトなどの労働は、社会の需要が高まる中で、現在よりも今後、増加していくことが予想される。このような社会環境であるがために、未成年者を社会におくりださなければ社会経済が成り立たない状況が生じ、このような複雑で多様な社会に未成年者をおくりだすためには、形式的な民法の規定に当てはめただけでは、未成年者を実質的に保護することは不十分であり、日々変化する社会と未成年者保護という関係において、形式的に民法に当てはめるだけではなく、今後さらに柔軟な対応によって未成年者保護と社会経済保護のバランスをとることが、必要不可欠である。

基礎演習 火 1 (春学期)
(担当 小川富之 教授)

2005/7/12
愛知学院大学 法学部 法律学科
04J1** ****

参考文献

五十嵐清・泉久雄・鍛冶良堅・甲斐道太郎・稲本洋之助・川井健・高木多喜男
『民法講義1 総則』 (有斐閣、1976年)

谷口知平・石田喜久夫
『新版 注釈民法(1) 総則(1)』 (有斐閣、1988年)

谷口知平・加藤一郎
『新版・民法演習1(総則)』 (有斐閣、1989年)

我妻榮・有泉亨
『民法1 総則・物権法』 (一粒社、2000年)

大村敦志
『基本民法 総則・物権総論』 (有斐閣、2002年)

我妻榮
『民法(第七版)』 (劉草書房、2004年)

概要

テーマ 「未成年者の行為能力について」

第1章 はじめに

未成年者が法律行為などをする際には、原則として法定代理人の同意を必要とするが、実際には法定代理人の同意がなくても、法律行為などを行なうことができる場合がある。これらの違いは、どのような理由や判断基準で違うのか。

第2章 未成年者の行為能力を制限する意義

未成年者は、成年者に比べ判断能力が十分とは言えず、このような者を現在のような複雑な社会におくりだすと、未成年者にとって不利益を招く危険性が生じる。そこで、民法は法定代理人の同意などを必要とし、未成年者の行為に規制をかけたのである。

第3章 未成年者の契約

契約とは、意思と意思の合致によって成立するが、「意思の完全性」と「内容の妥当性」の二つを満たさないと、契約は有効なものとして扱われない。未成

年者は、この「意思の完全性」が不自由なために法定代理人の同意を必要とするが、未成年者にとってみれば、不便である。そこで、法定代理人の同意がなかったときに行なった法律行為は、法的効力を無効にしても無効にしなくてもいい取消権を認めている。

一方、アパートの賃貸借契約などの場合には、必ずといっていいほど、法定代理人などの同意を必要とする。これは、取引の相手方などが、あらかじめ法的効力を確定的なものにして、取引の相手方にとって不利益を招かないようにするためである。

第4章 未成年者と財産

未成年者の行為能力を制限するのは、一番、未成年者にとって不利益の対象となりやすい財産処分において規制をかけることが主な目的であるため、財産処分するには原則として法定代理人の同意を必要とする。しかし、第3章でも述べたが未成年者にとって、法定代理人の同意を必要とすることは、不便である。そこで、民法5条による包括的な法定代理人の同意で解決。

未成年者の財産管理についても、原則として法定代理人の管理下になる。しかし、未成年者の取得財産の管理については、未成年者が自由に管理・処分できるという見解が有力である。

第5章 未成年者と労働

未成年者の労働契約については、親が子をくいものにしないように、主に労働基準法によって、未成年者を保護している。

未成年者の営業については、法定代理人の同意がなければならないが、法定代理人の定めた特定の範囲内の営業であれば、その範囲内で法定代理人の同意があったものとみなすことができ、未成年者は第三者と有効な法的関係が築ける。

第6章 おわりに

未成年者保護と社会経済保護のバランスがとれているから、未成年者を社会におくりだしても問題はないが、今後、社会形態が変動していく中で未成年者保護と社会経済保護のバランスを柔軟にとっていくことが、必要である。